【交付金の申請にあたっての留意事項：パターン①】

●前提条件

令和７年 12 月サービス提供事業者であって、令和８年３月末までに賃金改善及び職場環境改善を**実施する**事業者

※事業完了の日から30日を経過した日又は令和８年４月20日のうちいずれか早い日までに実績報告を行っていただく必要があります。

令和８年３月末までに本交付金の要件（賃金改善等）を満たしていない場合、既に交付を受けた交付金の返還が必要となります。

⇒上記の前提条件が実施可能な場合は、以下の「●提出方法」により申請いただけます。前提条件の実施が困難な場合は、パターン②により手続きをお願いします。

●交付金交付予定時期

令和８年３月末

●交付金額

以下により算定した金額。

事業者ごとの交付額＝基準月（令和７年 12 月）の介護総報酬×交付率

●賃金改善及び職場環境改善の対象期間

令和７年 12 月から令和８年３月末まで

●交付申請受付期間

令和８年２月２日（月）から令和８年２月 12 日（木）まで

●提出方法

以下の電子申請により申請をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18296

●提出書類（様式は県長寿社会課ホームページよりダウンロードいただけます）

・計画書（基本情報入力シート、第１号様式①、②、③）

※第１号様式①　⇒　処遇改善加算対象サービスについて申請する場合

第１号様式②　⇒　処遇改善加算対象**外**サービスについて申請する場合

・県税の納税証明書（納税義務を要しない場合は「納税義務がない旨の申立書」）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しをご提出ください。（高知県介護人材確保等事業で提出いただいた場合は不要（パターン①のみ））

●留意事項

・申請書類等の作成において、事業所番号や申請する介護サービスの誤りがないようご確認ください。

申請いただいた内容で交付金の算定を行いますので、万が一漏れや誤りがあった場合、正しく算定できない可能性があります。

（例）事業所の廃止等に伴う事業所番号の変更がないかご確認ください。

（介護予防）と付くサービスは、それぞれ別々に申請できますので、複数のサービスを申請される場合には、必ず分けて申請をお願いします。

・ご提出いただいたあと、事務局にて書類の内容を確認させていただきます。一定の期日までに修正内容が確認できない場合、パターン②での交付とさせていただくことがあります。